

入 会 規 約

1. 会員の種類（定款第5条）

正 会 員	第一種	ディベロッパー	現にショッピングセンターを所有し、開発し又は管理するもの及び今後所有し、開発し又は管理しようとするもの
	第二種	テナント	現にショッピングセンターにおいて小売業(飲食店業を含む)、サービス業そのほか消費者に利便を提供することを業として営むもの及び今後営もうとするもの
賛助会員(関連企業・団体・個人)			本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの

2. 入会金及び会費

会員の種類		資格区分	入会金	年会費	
正 会 員	第一種	当該SC総面積5,000㎡未満(ただし、6大都市に本社(本部)を置く法人等を除く)	3万円	9万円	
		当該SC総面積10,000㎡未満	3万円	24万円	
		当該SC総面積10,000㎡以上50,000㎡未満	3万円	33万円	
		当該SC総面積50,000㎡以上	3万円	45万円	
	第二種	店舗数10店未満の法人等	1万円	4万2千円	
		店舗数10店以上の法人等	1万円	7万8千円	
		店舗数50店以上の法人等	1万円	9万円	
		店舗数100店以上の法人等	1万円	12万6千円	
賛 助 会 員	法人	企業	本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人等	3万円	24万円
		団体	地方自治体、商工会議所、商工会、商店街、テナント会	なし	12万円
	個人		SC経営士 ^{※1}	なし	1万2千円
			大学・専門学校関係(教授、講師などSC研究者) ^{※2}	なし	2万円
			会友(協会理事、専門委員会委員、支部運営委員のいずれかを経験したことがある者) ^{※3}	なし	2万円

* SC面積とは、一般に通路を含み、SC内の物品販売業、飲食業、サービス業等、売場に供しているすべての面積をいいます。同一敷地内においてSC来店客が利用可能な公共性の強い諸施設の面積も含まれます。

* 入会金は全額を一括してお支払いいただきます(協会規約 第6条第4項)。

* すでに納入された入会金・会費はご返還できません(定款第10条)。

* 会費は当該事業年度分をその事業年度開始までにお支払いください(協会規約第6条 第5項)。

* 事業年度開始後ご入会いただいた場合は、入会金をお支払いいただいた月から、その事業年度が終了するまでの間における月数に相当する額をお支払いいただきます(協会規約 第6条第6項)。

* 協会「定款及び規約」をご入用の方はご連絡ください。

※1 SC経営士になるためには、当協会が実施するSC経営士試験に合格し、登録することが必要です。詳細は協会Webサイトをご覧ください。

※2 大学・専門学校関係会員の場合は、会員の紹介もしくは推薦が必要となる場合があります。

※3 会友会員には、この他に協会事業への貢献者で、総務・会員委員会が特別に承認した者も入会を認めることがあります。